

表6 病院設置主体別構成比 (病院勤務正職員)

	国 (厚生省)	国 (文部省)	国 (その他)	都道府県	市町村	日赤	厚生連・ 北社協・ 国保連合 会・済生 会	社会保険 関係団体	学校法人	医療法人 ・個人	会社・公 益法人・ その他の 法人	無回答 ・不明
1981	13.0	6.0	5.4	15.4	17.7	5.6	7.2	6.0	4.4	9.9	5.5	3.9
1985	9.5	5.9	3.5	12.7	21.0	5.2	6.3	6.4	4.3	12.8	7.6	4.6
1989	8.0	4.8	2.1	12.0	19.8	5.8	6.8	7.7	5.3	17.3	9.7	0.6

*社会保険関係団体：厚生団・船員保険会・健保連・国保組合・共済組合・全国社会保険協会連合会

移を示したものが〈表6〉である。

今回調査では「厚生団・船員保険会・健保連・国保組合・共済組合・全国社会保険協会連合会」「学校法人」「医療法人・個人」の比率がそれぞれ上昇した。また、あいつぐ公社・国鉄の民営化にともない、「国(その他)」の減少と、「会社・公益法人・その他の法人」の増加が見られた。そ

の結果、民間病院(「学校法人」「医療法人・個人」「会社・公益法人・その他の法人」)の比率は32.4%で、85年調査(24.7%)に比べ上昇した。

勤務病院の種類別構成比は、「一般病院(89.7%)」「精神病院(2.8%)」「結核またはらい療養所(1.4%)」「老人病院(2.5%)」である。

Ⅲ 労働条件

1 週所定労働時間

正職員の週所定労働時間は43時間08分(平均)である〈統計表51〉。勤務場所別に見ると、「病院」43時間16分、「保健所」42時間08分、「市町村役場」42時間16分である〈統計表52〉。週所定労働時間が40時間以下の者は、今回調査24.9%、85年調査24.2%で、ほとんど増加していない。なお、民間企業に関しては、労働者1人あたり週所定労働時間は41時間12分、週所定労働時間が40時間以下である労働者は全体の54.1%である(労働省「賃金時間制度等総合調査」(平成元(1989)年))。病院の週所定労働時間については、本会が1987(昭和62)年に実施した「病院看護基礎調査」(施設対象・回答者は看護管理者。以下「87年病

院看護基礎調査」とする)によれば、42時間21分である。週所定労働時間はたとえば「国(厚生省・文部省・その他)」では42時間、「日赤」では39時間30分と定められているが、〈統計表53〉に見るように、会員個々の回答にはバラツキがある。週所定労働時間は職員個人に必ずしも理解されていない場合もある。

後述するように、今回調査では85年調査と比較して週休二日制の導入においてかなりの進展が見られた。しかしながら週所定労働時間についての回答を見るかぎり、週休二日制導入も、必ずしも週所定労働時間の短縮につながっていない状況があると推測される。

なお政府は、国全体の労働時間短縮の計画期間内(1992年度まで)に、公務員においても完全週

休二日制の実施をめざし、交替制勤務等の職員について、週40時間勤務に移行した場合の問題点の把握と対応策の検討を目的とする試行を1990（平成2）年4月から逐次実施している。しかしながら、1990年10月現在、「病院等一部の部門においては試行実施の見通しが立っていない状況『人事院月報』No.482, 1990年10月号）」にあるとしており、対応のたち遅れが懸念される。

2 週休形態

労働条件について、今回最も改善が見られたのは週休制度である。1986（昭和61）年に国家公務員について4週6休制の試行が開始されたのを契機に、多くの職場で隔週週休二日制、ないしは4週6休制の導入が進んだ（表7）。しかし、今回調査で完全週休二日制の適用を受けていると回答したのは、「会社・事業所」および会社立病院勤

務者の一部を中心に2.7%にすぎない（統計表58, 59）。民間企業においてはすでに3割程度の労働者が完全週休二日制の適用を受けており、看護職員とは大きな格差が生じている。

病院勤務者を設置主体別に見ると、「日赤」「医療法人・個人」では、「週休1日半」が最も多く、「厚生連・北海道社会事業協会・国保連合会・済生会」「学校法人」では、「月1回週休二日」が最も多い（統計表59）。国立施設での改善の動きが都道府県から市町村へと順次波及し、民間施設がこれを後追いつける形である。したがって、国家公務員に完全週休二日制が導入された場合、わが国の看護職全体の週休二日制導入推進・労働時間短縮に及ぼすインパクトは大きいと期待される。この意味において、国が国家公務員について完全週休二日制導入・労働時間短縮に早急に取り組むことが望まれる。

表7 週休2日制の状況

調査年次	計(%)	週休1日	週休1日半	週休2日制				その他	無回答・不明	
				完全	月3回	隔週または月2回（4週6休含む）	月1回			
病院	1985 ¹⁾	100.0	8.1	38.2	2.2	0.3	3.4	40.9	5.3	0.8
	1987 ²⁾	100.0	5.2	28.6	1.8	0.4	26.8	35.2	—	2.0
	1989 ¹⁾	100.0	3.8	24.5	2.7	0.3	41.6	19.6	3.5	4.0
民間病院再掲 ⁴⁾	1985 ¹⁾	100.0	12.8	49.7	6.1	1.5	6.3	16.1	7.0	0.5
	1987 ²⁾	100.0	11.3	50.0	4.3	0.9	9.4	21.1	—	3.0
	1989 ¹⁾	100.0	5.5	44.0	6.1	0.7	17.3	17.2	5.5	3.6
保健所	1985 ¹⁾	100.0	4.6	4.6	—	0.6	1.7	86.2	2.3	—
	1989 ¹⁾	100.0	—	1.0	2.0	—	84.8	7.1	1.0	4.0
市町村役場	1985 ¹⁾	100.0	7.1	19.6	0.4	—	1.3	68.9	1.8	0.9
	1989 ¹⁾	100.0	0.7	2.1	2.1	—	82.1	9.6	0.7	2.7
看護教育機関	1985 ¹⁾	100.0	12.3	37.4	1.9	1.9	4.5	39.4	2.6	—
	1989 ¹⁾	100.0	14.3	25.7	1.0	—	41.9	9.5	—	6.7
民間企業	1989 ³⁾	100.0	18.9	0.9	29.5	10.0	28.5	12.0	0.2	—

1) 日本看護協会会員実態調査（1985年・1989年）

2) 日本看護協会病院看護基礎調査（1987年）：病院対象の調査結果から、適用看護職員数を算出

3) 労働省「賃金労働時間制度等総合調査」（平成元（1989）年）

4) 1), 2) より、民間病院（学校法人・医療法人・個人・会社・公益法人・その他の法人）について再掲

3 超過勤務

1989年9月に超過勤務（手当がつかなかった時間も含む）を「した」と回答した者（正職員）は81.1%で、85年調査（82.2%）よりわずかに減少した。しかし超過勤務時間は、回答者全体の平均10時間34分、超過勤務をした者については平均13時間34分と、後者については85年調査（同10時間48分・12時間42分）を上回った。

勤務場所別に超過勤務をした者の比率と回答者

全体の平均超過勤務時間、超過勤務をした者についての平均超過勤務時間を示したものが〈図10〉である。「病院」「保健所」「看護教育機関」では超過勤務をした者の平均超勤時間が延長している。超過勤務をした者のうち、超過勤務時間が24時間1分以上と回答した者は、「病院」で15.6%、「看護教育機関」で27.6%である〈統計表55〉。この場合、労働基準法の時間外労働に関する基準（2週間に12時間以内）に抵触するケースもあると見られる。

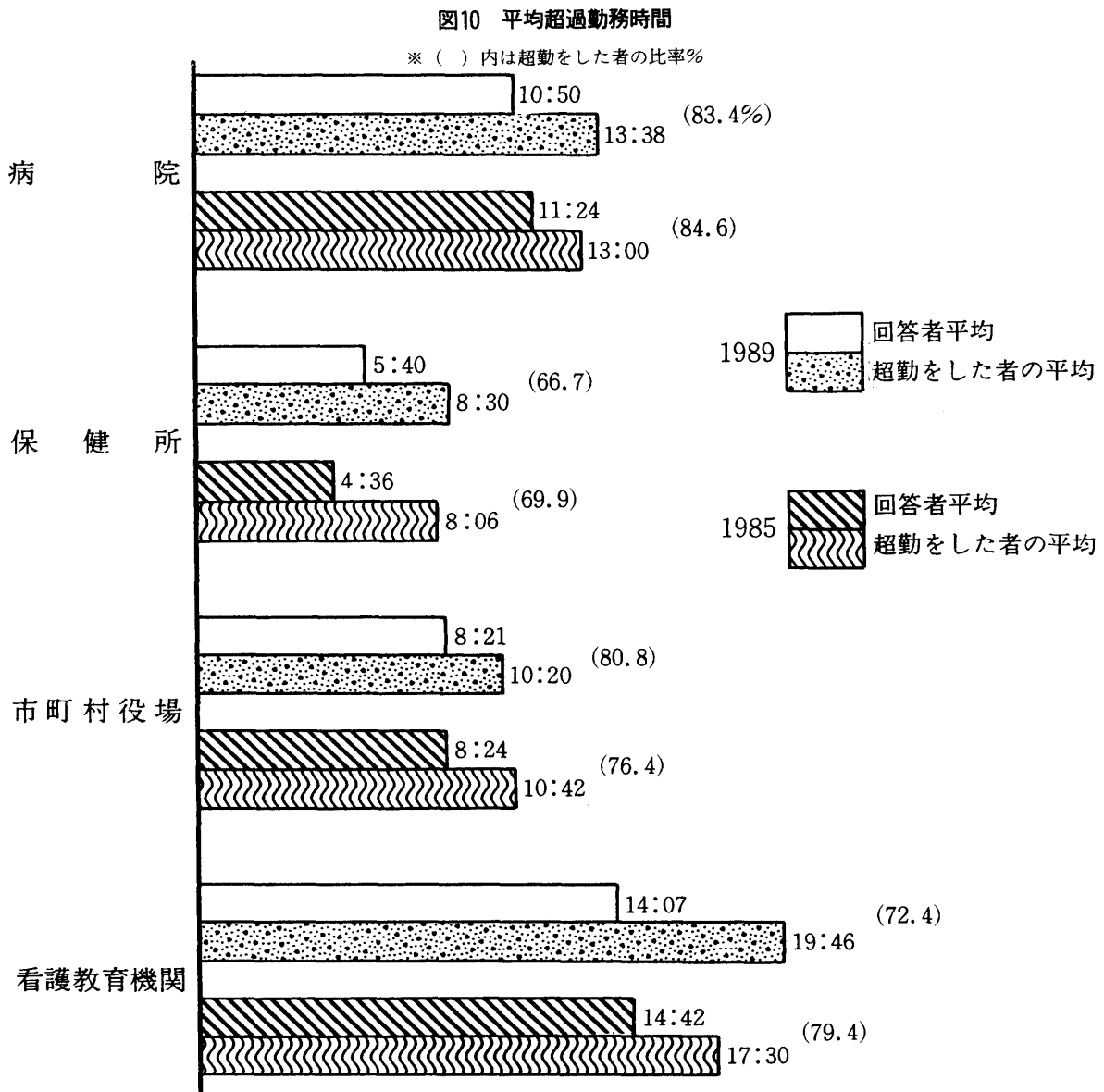


表8 病院設置主体別超過勤務時間

病院設置主体	回答者平均 (時間)	超勤者平均 (時間)
国(厚生省)	11:58	14:21
国(文部省)	20:02	22:50
国(その省)	10:19	13:14
都道府県	10:51	13:37
市町村	9:16	11:29
日赤	14:26	16:42
厚生連・北海道社会事業協会 ・国保連合会・済生会	10:03	12:37
厚生団・船員保険会・健保連・ 国保組合・共済組合・全社連	10:04	12:37
学校法人	11:48	14:18
医療法人・個人	8:27	12:00
会社・公益法人・その他の法人	11:07	13:52

病院設置主体別に回答者全体の平均超過勤務時間、超過勤務をした者の平均超過勤務時間を示したものが〈表8〉である。「国(文部省)」ならびに「日赤」で、超過勤務時間が長い。「国(文部省)」では、正職員のうち超過勤務をした者が93.5%、超過勤務をした者のうち超過勤務時間が24時間1分以上と回答した者が39.2%と、他の設置主体病院と比較して多い〈統計表56〉。

一般労働者の月間の所定外労働時間数は、女子7.5時間、男子20.1時間(労働省「毎月勤労統計調査」(平成元(1989)年による))である。今回調査の結果から、看護職の超過勤務時間は一般女子労働者よりは長く、男子労働者よりは短い。しかしながら、特に交替制勤務につく者にとっては超過勤務の負担はきわめて大きい。少なくとも労働基準法に定める時間外勤務基準を上回るものについては、早急に改善が望まれる。

4 年次有給休暇

年次有給休暇については、前年度(1988年)の実績で回答を求めた。所定有給休暇日数(年間)

を勤務形態別に示したものが〈表9〉である。正職員について85年調査では所定日数19.0日、取得日数10.0日、取得率は52.6%であり、今回調査では所定日数・取得日数とも減少し、取得率については大きな変化は見られなかった。

所定日数の分布では「20日」が58.0%で最も多い〈統計表61〉。病院設置主体別では、「医療法人・個人」で「14日以下」が57.0%におよび、所定日数が少ない〈統計表62〉。

勤務場所別の取得率は、「病院」51.1%、「保健所」63.4%、「市町村役場」59.4%、「看護教育機関」47.7%である。また、病院設置主体別の有給休暇取得率を〈表10〉に示す。設置主体による格差が大きいことがわかる。

表9 有給休暇

勤務形態(回答者数)	所定日数**	取得日数** (取得率%***)
正職員(2915)	17.9	9.4(52.5)
臨時職員(39)	15.4	9.1(58.8)
アルバイト・ パートタイマー(23)	9.3	6.7(72.8)

所定日数* : 前年度繰越し分を含まない年間の所定日数。「0日」と回答した者を含む。
取得日数** : まったく有給休暇を取得しなかった者を含む。
取得率%*** : 取得日数/所定日数

表10 病院設置主体別有給休暇取得率

病院設置主体	回答者数	取得率 (%*)
国(厚生省)	188	67.4
国(文部省)	122	55.2
国(その省)	54	52.5
都道府県	295	53.7
市町村	477	46.8
日赤	139	44.6
厚生連・北海道社会事業協会 ・国保連合会・済生会	174	42.3
厚生団・船員保険会・健保連・ 国保組合・共済組合・全社連	194	45.8
学校法人	147	54.0
医療法人・個人	447	53.5
会社・公益法人・その他の法人	258	53.9

取得率* : 表8に同じ

なお、一般労働者の年次有給休暇付与日数は15.4%、取得日数は7.9日で、取得率は51.5%（労働省「賃金時間制度等総合調査（平成元（1988）年速報）」）である。

5 夜 勤

病院勤務正職員（非管理職）の夜勤形態は、「三交替制」66.2%、「変則三交替制」7.9%、「当直制」8.7%、「職場に夜勤はあるが現在は夜勤をしていない」9.1%である〈統計表74〉。

未子年齢が「0～2歳」である者では、「職場に夜勤はあるが現在は夜勤をしていない」が24.4%で、夜勤を免除されるか、夜勤のない部署への配置転換の措置を受けている者もあることがわかる。しかしながら「0～2歳」の乳幼児を持ちながら、「三交替制」47.5%、「変則三交替制」5.0%と、交替制の夜勤に従事する者も多い〈統計表

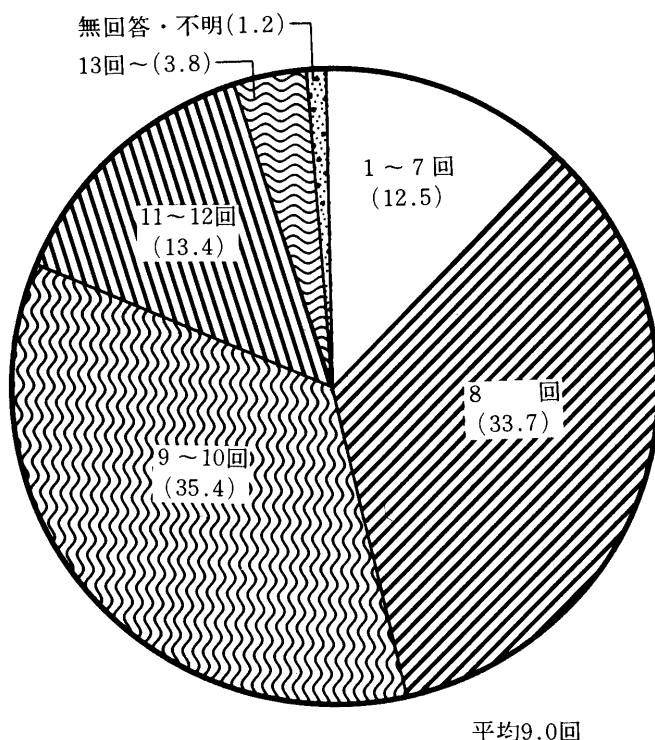
78〉。

夜勤回数（準夜勤・深夜勤合計）については、1989年9月の実績での回答を求めた。平均夜勤回数は9.0回（85年調査9.1回）である。夜勤が月8回以下であった者は夜勤従事者の46.2%で、85年調査（43.5%）より増加した。その一方、夜勤回数が11回以上の者は17.2%におよぶ〈図11〉。

病院設置主体別に見て最も夜勤回数が多いのは「医療法人・個人」の9.9回、最も少ないのは「都道府県」で8.2回である〈統計表80〉。

看護職員の夜勤については、「複数勤務で月8回以内」という人事院判定（1965（昭和40）年）からすでに25年を数える。最近の本会調査（85年調査・87年病院看護基礎調査）によれば、2人ないしはそれ以上の人数での複数夜勤は概ね達成された。しかしながら、夜勤回数についてはその改善は進まず、1973年の月平均9.2回（1973年本会

図11 夜勤回数（3交替・変則3交替に従事する非管理職）（1989年9月の実績）



会員実態調査)以来、ほとんど改善が見られない。

夜間看護手当の平均額は、準夜勤2422円、深夜勤3175円である。設置主体別に見ると、準夜勤では「医療法人・個人」が最も高く2904円、深夜勤では「厚生団・船員保険会・健保連・国保組合・共済組合・全国社会保険協会連合会」が最も高く4101円、ついで「医療法人・個人」が4053円である<統計表85, 88>。

6 給 与

1989年10月の税込給与総額および基本給額について、回答を求めた。業務別・職位別の給与総額・基本給額および経験年数・勤続年数・年齢の平均を<表11>に示す<統計表93~96>。また、会員の給与レベルと比較する意味で、参考までに「民間給与の実態」(人事院・平成元(1989)年)より、看護婦関係の給与データを示す<表12>。

業務別・職位別に年齢階層ごとの給与総額を示

したものが<図12, 13>である<統計表94~101>。

同じ年齢層で比較すると、保健婦・助産婦・看護婦(士)と准看護婦(士)の間にはかなりの格差が認められる。

病院勤務者について病院設置主体別に見ると、「学校法人」では、平均年齢が最も低い給与総額は比較的高い。「医療法人・個人」では平均年齢が高いが勤続年数は短く、給与総額は低い<統計表92>。

7 看護職の管理職ポスト

職場に看護職がつく管理職にあたるポスト(中間管理職以上)があるか、ある場合にはその最高ポストの位置づけについて、回答を求めた。看護職は現在まで圧倒的に女性の多い職業集団である。ある職場の職員総数に占める看護職の割合がきわめて大きい場合であっても、看護職の管理職ポストがない、また、ポストはあっても職場組織のな

表11 平均給与

正職員・1989年10月の実績

	給与総額(円)	基本給額(円)	経験年数(年)	勤続年数(年)	年 齢(歳)	回答者数(人)
保 健 婦	250,747	224,466	11.6	10.6	34.7	221
助 産 婦	305,462	228,811	14.2	10.1	37.4	132
看 護 婦(士)	275,663	209,084	12.1	9.3	34.4	2013
准看護婦(士)	260,104	201,235	15.8	12.6	37.6	422
看 護 教 員	294,883	245,212	17.2	9.2	40.1	85
非 管 理 職	249,999	192,310	10.2	8.1	32.7	2174
中 間 管 理 職	333,286	259,298	19.8	15.1	43.3	578
管 理 職	413,416	323,089	28.2	17.2	52.0	113

表12 「民間給与の実態」(人事院)に見る看護婦給与

平成元(1989)年『民間給与の実態』(人事院)による

職 種 名	調 査 実 人 員	従 業 員 総 数	平均年齢	平 均 給 与 月 額				備 考
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A-B)	う ち 役付手当	
総 婦 長	人 279	人 1,346	歳 55.1	円 415,681	円 4,176	円 411,505	円 46,415	部下に婦長5人以上
看 護 婦 長	1,787	15,279	45.4	335,913	19,190	316,723	12,552	部下に看護婦5人以上
看 護 婦	7,435	119,328	33.6	257,156	26,794	230,362	0	
准 看 護 婦	4,959	93,600	34.5	236,259	24,086	212,173	0	

図12 給与総額（業務別）（1989年10月の実績）

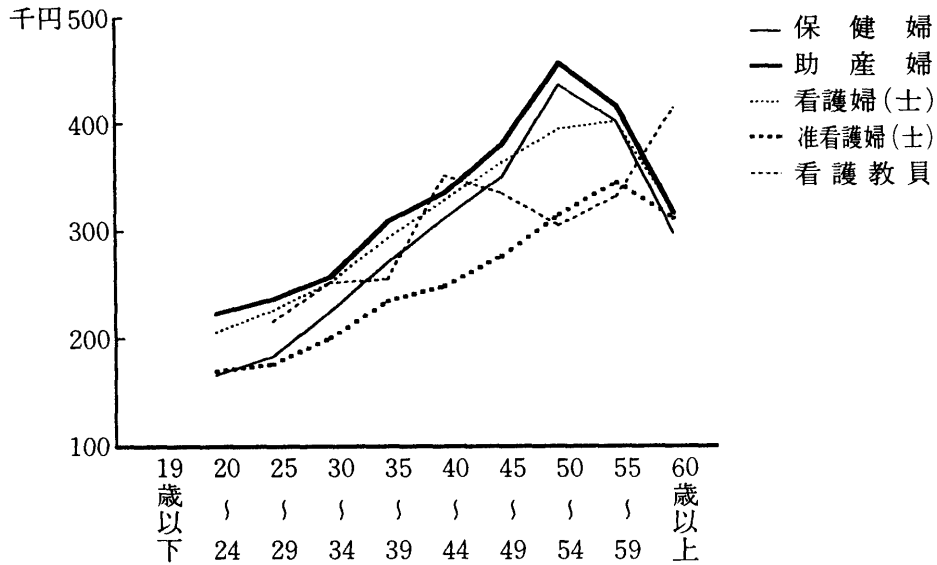
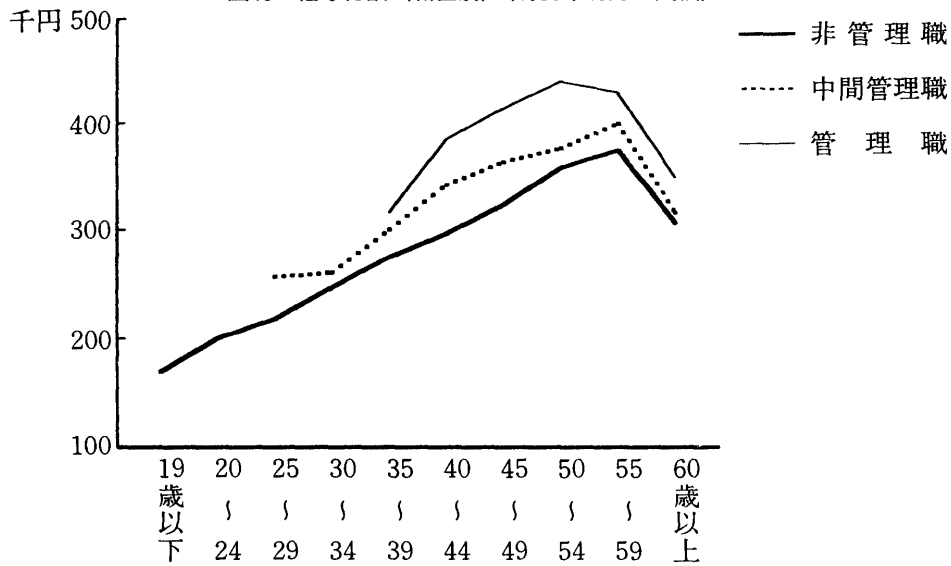


図13 給与総額（職位別）（1989年10月の実績）



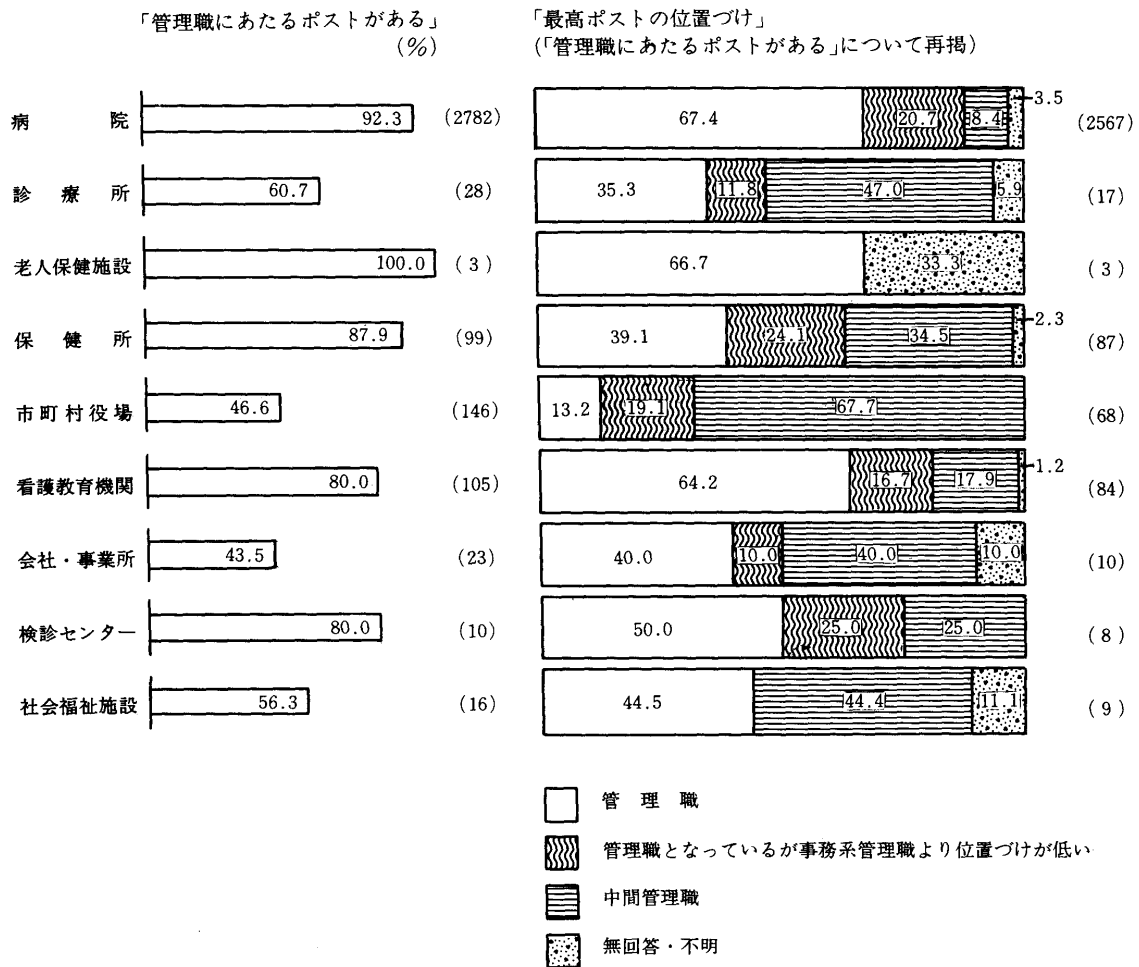
かで管理職としての位置づけが低いといった例があれば、女性の職業集団ゆえの不当な待遇と見るべきであろう。

勤務場所ごとに見ると、「診療所」「市町村役場」「会社・事業所」「社会福祉施設」では、看護職がつく管理職にあたるポストが「ある」と回答した者が少ない。また、これらの勤務場所では、管理職にあたるポストがあっても、「管理職となっているが事務系管理職と比べ位置づけが低い」

「中間管理職」という回答の比率が高い（図14）。職場の看護職の絶対数が少ない・事務系職種直属上司の下に位置づけられているなどの事情があると見られる。「保健所」では管理職にあたるポストが「ある」という回答は多いが、ポストの位置づけについての回答では、「管理職」は39.1%にとどまっている。

病院勤務者については、管理職にあたるポストが「ある」という回答が多い。病院では、職員総

図14 看護職の管理ポスト（勤務場所別）



数に占める看護職の数が相対的に大きい。看護部門の長は、最も多くの部下を抱える管理職である。組織上看護部門が診療部門・事務部門とともに院長直属となり、看護部門の長が相当の責任と権限をもった管理職ポストに位置づけられることが必要である。

しかしながら、病院勤務者で看護職がつく管理職にあたるポストが「ある」と回答した者のうち、

看護職の最高ポストの位置づけが「管理職」であると回答した者は、その67.4%にとどまっている。最高のポストの位置づけについて病院設置主体別に見ると、「医療法人・個人」では、「中間管理職」という回答が他と比較して多く、「都道府県」「市町村」では「管理職となっているが事務系管理職と比べ位置づけが低い」という回答が、他と比較して多くなっている〈統計表72〉。